

別表十(四)

16欄又は40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
- ⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十四

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

16欄

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の61第1項」※1、「第8項」※1、「平成25年旧措置法第68条の61第2項」※2又は「第68条の61第2項」※3
- ② 区分番号に、「10202」※1、「10203」※2又は「10465」※3
- ③ 適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 第68条の61第1項「10202」探鉱準備金の損金算入

※1 第68条の61第8項「10202」探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)

※2 平成25年旧措置法第68条の61第2項「10203」海外探鉱準備金の損金算入(平成25年4月1日前に開始した連結事業年度である場合)

※3 第68条の61第2項「10465」同上(平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度である場合)

期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期益金算入額	3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	13
	同上以外の場合による益金算入額(26)の計+(27)の計	14
計	(13)+(14)	15
当期積立額のうち損金算入額	(2)-(11)	16
期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額	(12)-(15)+(16)	17
貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金		18
差引	(18)-(17)	19
当期分	貸借対照表の取崩不足額(15)-(2)-(18-前期の(18))	20
	当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	21
前前分	前期末における差額(前期の(19))	22

項 の 計 算					
当期益金算入額					翌期繰越額
積立事業年度	うち損金算入額	準備金額	3年を経過した場合	任意取崩し等(25)及び(26)以外の場合	(24)-(25)-(26)-(27)
・	23	24	25	26	27
・	円	円	円	円	円
・					円

40欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の62第1項」※1、「平成25年旧措置法第68条の62第2項」※2又は「第68条の62第2項」※3
- ② 区分番号に、「10204」※1、「10205」※2又は「10466」※3
- ③ 適用額欄に、当該別表十(四)40欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 第68条の62第1項「10204」新鉱床探鉱費の特別控除

※2 平成25年旧措置法第68条の62第2項「10205」海外新鉱床探鉱費の特別控除(平成25年4月1日前に開始した連結事業年度である場合)

※3 第68条の62第2項「10466」同上(平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度である場合)

当期益金算入額(25)の計	34	円
当期益金算入額(26)の計	35	
入基準額(29)+(30)	36	
は個別所得金額仮計(37)又は別表四の二付	37	
特別控除額	38	
所得基準額(37)又は(37)-(38))	39	
特別控除額(33)、(36)と(39)のうち少ない金額)	40	

の計算	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32	
	探鉱費基準額(29)又は(31)-(32))	33	